

(表紙)

郡上市森林整備計画
変更計画

郡上市森林整備計画 変更計画

計画期間

自 令和 3年 4月 1日
至 令和13年 3月31日

岐阜県
郡上市

令和4年3月31日変更
郡上市告示第17号

岐阜県郡上市

森林法第10条の6第3項の規定に基づき、郡上市森林整備計画を次のように変更します。
本変更計画書では変更のあった事項のみ記述し、その他の事項は現計画書のとおりとします。
なお、変更計画の施行日は令和4年4月1日とします。

郡上市森林整備計画の一部変更

目次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状と課題
- 2 森林整備の基本方針
- 3 [略]

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

- 1 [略]
- 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
- 3 [略]

第2 造林に関する事項

- 1 人工造林に関する事項
- 2 天然更新に関する事項
- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項
- 4 [略]
- 5 [略]

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法
- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法
- 3 [略]

第5 [略]

第6 [略]

第7 [略]

第8 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
- 2 [略]
- 3 作業路網に関する事項
- 4 [略]

第9 [略]

III ~ V [略]

VI 付属資料

- 1 参考資料
- 2 別表
- 3 [略]
- 4 [略]
- 5 [略]
- 6 [略]

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

郡上市は、岐阜県のほぼ中央に位置し、白山山系の銚子ヶ峰、大日ヶ岳、鷲ヶ岳等の山々が連なる中山間地域で長良川の源流部にあたります。一部は、白山国立公園、奥長良県立自然公園に指定されており、緑豊かな優れた自然景観を有しています。市総面積は103,075haで、岐阜県面積の約1割を占めます。

水系は、市の中心部を北から南へ流れる長良川、東部を馬瀬川へ流れる和良川、西部を福井県へ流れる石徹白川をはじめとする一級河川が24本あり重要な水源地となっています。道路網は、主要幹線道路である国道156号線が市の中心部を南北に貫通し、それに平行して東海北陸自動車道が通っています。また、北部には長野県から福井県を結ぶ高規格幹線道路である中部縦貫自動車道が整備されています。気候は、内陸型山地気候で寒暖の差が大きく山間部では冬期の積雪が多くなっています。

森林面積は、市の総土地面積103,075haの約9割を占める92,844haとなっています。民有林面積は90,578haで、うち人工林が50,203haを占め、人工林率は55%となっています。民有林の樹種は、南部ではヒノキ、北部ではスギの占める割合が高いです。

(以下略)

<郡上市の森林面積と森林資源内容>

区 分	面 積	備 考
総土地面積	103,075ha	
森林面積	92,844ha	森林比率：90%
国有林面積	2,266ha	
民有林面積	90,578ha	
対象内民有林	90,496ha	
うち人工林面積	50,203ha	民有林の人工林率：55%
天然林面積	37,241ha	
その他面積	3,052ha	
対象外民有林	82ha	

(VI付属資料1参考資料(2)土地利用・(4)森林資源の現況等①保有者形態別森林面積より)

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

地域の目指すべき森林資源の姿は、長良川地域森林計画においては、これまで森林の有する多面的機能に応じて区分別に定められています。

一方、岐阜県森林づくり基本条例に基づき県が策定する「第3期岐阜県森林づくり基本計画」では、望ましい森林の姿への誘導と人工林の齢級構成の平準化を図るため、100年先に向けて望ましい森林の姿へ森林配置を見直す『森林配置計画』が策定されました。

森林配置計画では、森林の現状、気候や地形といった自然条件や法規制等の諸条件を踏まえた上で、経営、環境、観光、生活といった人の活動に寄り添う視点により、木材生産を目的とした「木材生産林」、公益的機能を重視した「環境保全林」、景観を重視した「観光景観林」、身近な生活環境の保全を目的とした「生活保全林」の4つの森林区分（以下、「将来目標区分」という）を設定しました。

本計画では、長良川地域森林計画に則して、大まかなエリアの森林づくりの目標である「将来目標区分」と個別の森林において重視すべき機能である「森林機能区分」について、区分間の調整を図りつつそれぞれ設定することとします。また、森林の各機能に応じた対象とすべき森林と望ましい姿は、表I-1-2-1のとおりです。

表 I-1-2-1 各機能に応じた対象とすべき森林と望ましい姿

機能	対象とすべき森林	望ましい姿
水源涵（かん）養機能	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林であり、水源涵（かん）養機能の維持増進を図るべき森林	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能／土壤保全機能	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備のための森林で土地に関する災害防止機能及び土壤保全機能の維持増進を図るべき森林	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	市民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林、森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高く快適環境形成機能の維持増進を図るべき森林	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、市民の保健・教育的利用等に適した森林で、保健・レクリエーション機能の維持増進を図るべき森林	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡、名勝等の所在する森林や、これら史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林であって、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から文化機能の維持増進を図るべき森林	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系や希少な生物種が生育・生息する森林など、地域の生態系や生物多様性の保全に不可欠な森林であって、生物多様性保全機能の維持増進を図るべき森林	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息している溪畔林など
木材等生産機能	林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林であって、木材等生産機能の維持増進を図るべき森林	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

※森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

※生物多様性保全機能については、一定の面的広がりにおいて様々な生育段階や構成樹種の森林が相互に関係しながら発揮される機能であり、原生的な森林生態系や希少な野生生物が生育・生息している森林など、地域の生態系や生物多様性の保全に不可欠な森林を除き、属地性がないことに留意する必要がある。

※これらの機能以外の森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の吸収や炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

（２） 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備に当たっては「将来目標区分」に基づく森林配置への誘導を図りつつ、「森林機能区分」に基づく個別の森林において重視する機能を持続的に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図るとともに、適正な森林施業を適宜に実施し、健全な森林資源の維持造成を図るものとします。

はじめに、森林の各機能に応じた森林整備及び保全の基本方針について、表 I-1-2-2に示します。

表 I-1-2-2 各機能に応じた森林整備及び保全の基本方針

機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵(かん)養機能	洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を推進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については縮小並びに分散を図る。 また、 <u>自然条件</u> や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。 ダム等の利水施設上流部において、水源涵(かん)養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小並びに回避を図る施業を推進する。 また、 <u>自然条件</u> や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進する。
快適環境形成機能	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風等に重要な役割を果たしている森林等の保全を推進する。
保健・レクリエーション機能	市民に憩いと学びの場を提供する観点から、 <u>自然条件</u> や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
文化機能	美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。 また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
生物多様性保全機能	生態系の多様性等を保全する観点から、森林構成を維持することを基本とした保全を図る。 また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。
木材等生産機能	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育および間伐等を推進する。 施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を促進する。 また、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。

(以下略)

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 [略]

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

（1）伐採方法

立木竹の伐採のうち主伐は、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとします。

皆伐と択伐の定義については、表Ⅱ-1-2-1に示すとおりです。

表Ⅱ-1-2-1 皆伐と択伐の定義

皆伐	主伐のうち択伐以外のもの。
択伐	主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木、帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては、40%以下）の伐採。

立木の伐採・搬出に当たっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ伐採・搬出後の林地の更新を妨げないように配慮するものとします。

また、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うものとします。

（2） [略]

3 [略]

第2 造林に関する事項

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じて、人工造林又は天然更新によるものとします。特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとします。

郡上市がこれまで行ってきた調査により天然更新が十分に進まない林地が見受けられます（皆伐跡地調査：市林務課）。伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとします。

ただし、生活保全林内において生活環境保全のために伐採した箇所はこの対象から除外するものとします。

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

また、1haを超える人工林の伐採跡地については、原則、人工造林を行うこととします。

なお、苗木の選定については、成長に優れたエリートツリー（第2世代精英樹等）の苗木や少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木の増加に努めます。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林に係る樹種については、表Ⅱ-2-1-1のとおりとします。

表Ⅱ-2-1-1 人工造林に係る樹種

<p>一般的事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> 造林樹種(人工造林をすべき樹種)の選定に当たっては、適地適木を基本として、地域の自然条件、それぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して、健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めるものとする。また、将来の森林の利用目的を定め、目的に応じた樹種、植栽本数を選択すること。 健全で多様な森林づくりを図る観点から、できる範囲内で広葉樹や郷土樹種を含め幅広い樹種の選定について考慮するものとする。 特に伐採後に適確な更新が行われていない伐採跡地については、その早急な更新を図ることとする。 土砂災害等の危険がある場合は、森林所有者等は現地発生材を使用した柵工など構造物設置の措置をとること。 郡上市森林整備計画で定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、県林業普及指導員又は郡上市の林務担当とも相談の上、適切な樹種を選択することとし、あらかじめそのような樹種を植栽すべき森林の区域が特定できる場合には、当該区域に限って摘要すべき旨を明らかにした上で樹種を定めるものとする。 造林用苗木は品種系統の明確な優良苗木を用いること。 													
<p>人工造林の対象樹種</p>	<ul style="list-style-type: none"> 主な人工造林の対象樹種を以下に示す。 <table border="1" data-bbox="352 925 1342 1144"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>針葉樹</th> <th>広葉樹</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人工造林の対象樹種</td> <td>スギ・ヒノキ、カラマツ、イチイ、マツ類</td> <td>カエデ・ケヤキ・ホオノキ・コナラ・ミズナラ</td> <td>左記の樹種は育成に際しての推奨種であり、その他の樹種であっても各々の地域における在来の高木性の樹種であれば対象とする。</td> </tr> </tbody> </table>				区分	針葉樹	広葉樹	備考	人工造林の対象樹種	スギ・ヒノキ、カラマツ、イチイ、マツ類	カエデ・ケヤキ・ホオノキ・コナラ・ミズナラ	左記の樹種は育成に際しての推奨種であり、その他の樹種であっても各々の地域における在来の高木性の樹種であれば対象とする。		
区分	針葉樹	広葉樹	備考											
人工造林の対象樹種	スギ・ヒノキ、カラマツ、イチイ、マツ類	カエデ・ケヤキ・ホオノキ・コナラ・ミズナラ	左記の樹種は育成に際しての推奨種であり、その他の樹種であっても各々の地域における在来の高木性の樹種であれば対象とする。											
<p>最深積雪深による造林樹種の区分</p>	<ul style="list-style-type: none"> 積雪深による造林樹種区分は次のとおりとする。 (長良川地域森林計画 資料編第2章1 最深積雪深図 参照) <table border="1" data-bbox="347 1247 1430 1543"> <thead> <tr> <th>最深積雪深</th> <th>樹種及び留意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.0m未満の地域</td> <td>それぞれの自然条件に応じた樹種を選定して植栽</td> </tr> <tr> <td>1.0m以上の地域</td> <td>耐寒、耐雪性の強いスギを植栽、自然条件によってはケヤキ等の広葉樹を植栽</td> </tr> <tr> <td>1.5mを超える地域</td> <td>ヒノキの人工造林を避ける</td> </tr> <tr> <td>2.5mを超える地域</td> <td>人工造林を避け、広葉樹を中心とする育成複層林(天然林型)及び天然生林施業によって森林整備を図る</td> </tr> </tbody> </table> <p>(関連参考：長良川地域森林計画 資料編第2章3 冠雪害危険度マップ)</p>				最深積雪深	樹種及び留意事項	1.0m未満の地域	それぞれの自然条件に応じた樹種を選定して植栽	1.0m以上の地域	耐寒、耐雪性の強いスギを植栽、自然条件によってはケヤキ等の広葉樹を植栽	1.5mを超える地域	ヒノキの人工造林を避ける	2.5mを超える地域	人工造林を避け、広葉樹を中心とする育成複層林(天然林型)及び天然生林施業によって森林整備を図る
最深積雪深	樹種及び留意事項													
1.0m未満の地域	それぞれの自然条件に応じた樹種を選定して植栽													
1.0m以上の地域	耐寒、耐雪性の強いスギを植栽、自然条件によってはケヤキ等の広葉樹を植栽													
1.5mを超える地域	ヒノキの人工造林を避ける													
2.5mを超える地域	人工造林を避け、広葉樹を中心とする育成複層林(天然林型)及び天然生林施業によって森林整備を図る													
<p>カシナガ等被害跡地の造林樹種</p>	<ul style="list-style-type: none"> 枯損後に侵入した天然広葉樹の保存育成を基本とし、被害跡地が無被植である場合など森林機能を早急に回復させる必要がある場合には、現地産種の人工造林による更新を図るものとする。 													

(2) ～ (3) [略]

2 天然更新に関する事項

天然更新(天然下種更新、ぼう芽更新)は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等から見て、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うものとします。

(以下略)

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

人工林については原則、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定するものとします。

なお、指定された森林であっても1ha以下の伐採であって以下のいずれかの要件を満たす場合、当該伐採に係る部分については「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」から除外するものとします。

- ・種子を供給する母樹が存在する森林や天然稚樹の生育が期待できる森林等であって、主に天然力による更新が期待される森林
- ・伐採方法が皆伐でない伐採（ただし、誘導伐における帯状皆伐及びそれに準じた方法により実施され、併せて更新補助作業が行われる皆伐については、皆伐でない伐採に相当するものとして扱う）
- ・送電線下の伐採跡地であって、天然更新が確実に見込まれる場合
- ・森林整備事業（造林補助事業）等公的補助事業により、更新補助作業が実施される場合
- ・保健機能森林の区域内の森林であって、森林保健施設の設置が見込まれる場合
- ・その他、森林の維持管理に必要な施設の設置、生活環境等の維持保全のために行われた伐採跡地等、郡上市が必要でないとして特に認める場合。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

当該森林の区域をVI付属資料2別表4により定めるものとします。

4 [略]

5 [略]

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他 間伐及び保育の基準

人工林は、間伐の適期実施など適正な森林整備を実施します。

間伐は、林冠が閉鎖し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、伐採後、一定の期間内に林冠が閉鎖するよう行うものとします。また、施業の省力化・効率化の観点から、自然条件等を考慮した上で、列状間伐の導入を検討するものとします。

(以下略)

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) [略]

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林（山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林、快適環境形成機能維持増進森林、保健文化機能維持増進森林等）

ア 区域の設定

次の①から③までに掲げる森林の区域をVI付属資料2別表1により定めるものとします。

①～② [略]

③保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健文化機能維持増進森林）

自然環境の保全及び形成並びに保健・文化・教育的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林であって、次のいずれかに該当する森林を当該指定区域に設定します。

- (ア) 湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林
- (イ) 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの
- (ウ) ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林
- (エ) 希少な動植物の保護のため必要な森林

イ 施業の方法

アの①及び②に掲げる森林においては、以下によるものとします。

- ①特に機能の発揮を図る必要がある森林については、択伐による複層林施業を行います。
- ②それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を行います。
- ③適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分の保全機能等の確保が可能な場合には、長伐期施業を行うことができます。なお、皆伐による場合は伐採に伴い発生する裸地の縮小及び分散を図ります。

アの③に掲げる森林においては、以下によるものとします。

- ①特に機能の発揮を図る必要がある森林については、択伐による複層林施業を行います。
- ②それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を行います。
- ③適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の風致の維持等の確保が可能な場合には、長伐期施業を行うことができます。なお、皆伐による場合は伐採に伴い発生する裸地の縮小及び分散を図ります。
- ④特定広葉樹の育成を行う森林施業を行います。

なお、長伐期施業を行う場合の森林の伐期齢の下限については表Ⅱ-4-1-2のとおりとし、それぞれの森林の区域については、VI付属資料2別表2により定めるものとします。
(以下略)

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定します。このうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件等を勘案し、森林の一体性も踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を設定します。特に効率的な森林施業が可能な区域は、原則として第5「森林配置計画の将来目標区分に関する事項」において設定する「木材生産林」の区域内において設定するものとします。

なお、これらの区域が公益的機能別施業森林の区域と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないよう定めるものとします。

それぞれの森林の区域については、VI付属資料2別表1により定めるものとします。

(2) 施業の方法

木材生産機能の維持増進を図る森林については、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、

植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。さらに、地域における森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能な資源構成となるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努め、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行います。

3 [略]

第5 [略]

第6 [略]

第7 [略]

第8 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

森林整備及び保全の目標の実現を図るため、一般車両の走行を想定する骨格的な「林道」、主として10t積みトラックや森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」について計画的な整備を促進します。また、林道等の整備に当たっては、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林などを主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて推進します。

計画にあたっては、周辺環境に配慮し、希少な野生生物の保護や埋設文化財等の保全等に留意します。

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準を下表Ⅱ-8-1-1のとおり定め、林道及び森林作業道を適切に組み合わせて開設することとします。

また、林道と森林作業道からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとします。

表Ⅱ-8-1-1 路網密度水準表

区分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地(0度～15度)	車両系 作業システム	<u>110m/ha以上</u>	<u>30～40m/ha</u>
中傾斜地(15度～30度)	車両系 作業システム	<u>85m/ha以上</u>	<u>23～34m/ha</u>
	架線系 作業システム	25m/ha以上	<u>23～34m/ha</u>
急傾斜地(30度～35度)	車両系 作業システム	<u>60<50>m/ha以上</u>	<u>16～26m/ha</u>
	架線系 作業システム	<u>20<15>m/ha以上</u>	<u>16～26m/ha</u>
急峻地(35度以上)	架線系 作業システム	5m/ha以上	<u>5～15m/ha</u>

注1) 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

2) 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集

積するシステム。タワーヤード等を活用する。

3) 「急傾斜地」の〈〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

2 [略]

3 作業路網に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア [略]

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の整備計画については、表Ⅱ-8-3-1のとおり。

表Ⅱ-8-3-1 基幹路網の整備計画

単位(開設、舗装:m、改良:箇所)

開設/ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長(m) 及び箇所数	前半5カ 年の計 画箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道	指定林道	郡上市	大谷～大栃線	1,200	○	郡上市-4-開設	
開設	自動車道	指定林道	郡上市	白尾～鷺見線	1,900	○	郡上市-5-開設	
開設	自動車道		郡上市	干田野～石徹白線	1,500	○	郡上市-7-開設	
開設	自動車道	指定林道	郡上市	二間手～水沢上線	1,500	○	郡上市-10-開設	
開設	自動車道	指定林道 林業専用道	郡上市	那留～六ノ里線	2,000	○	郡上市-14-開設	
開設	自動車道	指定林道 林業専用道	郡上市	小間見～栗巣線	4,000	○	郡上市-27-開設	
開設	自動車道	指定林道	郡上市	大谷～大栃線	1,200		郡上市-16-開設	
開設	自動車道		郡上市	干田野～石徹白線	2,000		郡上市-21-開設	
開設	自動車道	指定林道	郡上市	二間手～水沢上線	2,500		郡上市-25-開設	
開設	自動車道	指定林道 林業専用道	郡上市	那留～六ノ里線	1,500		郡上市-26-開設	
開設	自動車道	指定林道 林業専用道	郡上市	小間見～栗巣線	4,000		郡上市-28-開設	
			前期	6	12,100			
			後期	5	11,200			
開設計				11	23,300			
拡張(改良)	自動車道		郡上市	八幡～高山線(八幡)	5	○	郡上市-1-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	和良明宝線	3	○	郡上市-2-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	西洞線	3	○	郡上市-3-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	中美濃線	5	○	郡上市-4-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	大杉線	7	○	郡上市-5-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	八幡・高山線(明宝)	2	○	郡上市-9-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	八幡・高山線(明宝)	2		郡上市-10-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	大杉線	2		郡上市-14-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	八幡・和良線	3	○	郡上市-15-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	白尾～鷺見線	6	○	郡上市-16-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	市島大洞線	2	○	郡上市-17-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	二声線	1	○	郡上市-18-改良	

拡張(改良)	自動車道		郡上市	切立線	1	○	郡上市-19-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	ヒリク口線	1	○	郡上市-20-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	木ノ根坂線	1	○	郡上市-21-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	日向洞線	1	○	郡上市-22-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	坂本峠線	1	○	郡上市-23-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	勝原線	5	○	郡上市-24-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	小峠線	1	○	郡上市-25-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	二間手～水沢上線	1	○	郡上市-26-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	黒田～亀尾島線	8	○	郡上市-27-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	宮奥～露洞線	5	○	郡上市-28-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	毘沙門～天野線	1	○	郡上市-29-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	杉坂線	1	○	郡上市-30-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	宮ヶ洞線	1	○	郡上市-31-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	那比大洞線	1	○	郡上市-32-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	承ヶ谷線	2	○	郡上市-33-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	朝日添線	1	○	郡上市-34-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	平澤線	1	○	郡上市-35-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	井の洞線	2	○	郡上市-36-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	西根線	1	○	郡上市-37-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	ジゴク谷線	1	○	郡上市-38-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	石原線	1	○	郡上市-39-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	雁子線	1	○	郡上市-40-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	保川線	1	○	郡上市-41-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	馬瀬戸線	1	○	郡上市-42-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	大間見線	1	○	郡上市-43-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	相生～落部線	1	○	郡上市-44-改良	
			前期		36	80		
			後期		2	4		
拡張(改良)計					38	84		
拡張(舗装)	自動車道		郡上市	雁子線	1,500	○	郡上市-1-舗装	
拡張(舗装)	自動車道		郡上市	穴柄線	2,000	○	郡上市-2-舗装	
拡張(舗装)	自動車道		郡上市	雁子線	600		郡上市-3-舗装	
拡張(舗装)	自動車道		郡上市	八幡～高山線(八幡)	3,200	○	郡上市-4-舗装	
拡張(舗装)	自動車道		郡上市	宮奥～露洞線	2,000	○	郡上市-5-舗装	
拡張(舗装)	自動車道		郡上市	白尾～鷺見線	4,500	○	郡上市-6-舗装	
拡張(舗装)	自動車道		郡上市	白尾～鷺見線	4,500		郡上市-7-舗装	
拡張(舗装)	自動車道		郡上市	二間手～水沢上線	2,000		郡上市-8-舗装	
拡張(舗装)	自動車道		郡上市	水馬洞線	2,000		郡上市-9-舗装	
拡張(舗装)	自動車道		郡上市	宮奥～露洞線	1,800		郡上市-10-舗装	
拡張(舗装)	自動車道		郡上市	大浅柄線	1,300	○	郡上市-11-舗装	
拡張(舗装)	自動車道		郡上市	八幡～和良線	1,104	○	郡上市-12-舗装	

拡張（舗装）	自動車道		郡上市	赤谷線	1,152	○	郡上市-13-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		郡上市	西洞線	3,900	○	郡上市-14-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		郡上市	木ノ根坂線	500	○	郡上市-15-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		郡上市	鎌辺～明山線	4,500		郡上市-16-舗装	
			前期		10	21,156		
			後期		6	15,400		
拡張（舗装）計					16	36,556		

ウ [略]

4 [略]

第9 [略]

III～V [略]

VI 付属資料

1 参考資料

(1) ~ (3) [略]

(4) 森林資源の現況等

① 保有形態別森林面積

単位(面積:ha)

保有形態	森林総面積			計	人工林			天然林		
	合計	対象内	対象外		計	対象内		計	対象内	
						対象外	対象外		対象外	対象外
総計	92,844.01	90,496.01	81.53	89,566.98	51,789.67	50,202.78	22.98	37,777.31	37,241.31	23.84
国有林	2,266.47	-	-	2,076.07	1,563.91	-	-	512.16	-	-
(うち官行造林地)	946.51	-	-	880.91	880.91	-	-	-	-	-
公有林	90,577.54	90,496.01	81.53	87,490.91	50,225.76	50,202.78	22.98	37,265.15	37,241.31	23.84
計	90,577.54	90,496.01	81.53	87,490.91	50,225.76	50,202.78	22.98	37,265.15	37,241.31	23.84
都道府県有林	416.12	416.12	-	392.38	295.18	295.18	-	97.20	97.20	-
(うち県行造林地)	223.86	223.86	-	215.98	139.10	139.10	-	76.88	76.88	-
市町村有林	1,370.41	1,370.23	0.18	1,335.05	933.80	933.65	0.15	401.25	401.22	0.03
財産区有林	6,971.32	6,971.32	-	6,271.44	3,218.75	3,218.75	-	3,052.69	3,052.69	-
私有林	81,819.69	81,738.34	81.35	79,492.04	45,778.03	45,755.20	22.83	33,714.01	33,690.20	23.81

※国有林データ: 林野庁所管(中部森林管理局調べ(国有林の地域別の森林計画策定前年度末現在)) + 林野庁所管外(R3.3.31現在)の面積 林政課(R4.3.31現在)

※学校有林は、市町村有林に含める。

※私有林は、社寺有林、組合有林、造林公社造林地、入会林野等公有林以外の森林。

② 在市者・不在市者別私有林面積

単位(面積:ha、構成比:%)

市町村	合計面積	私有林					
		在市者		不在市者			
		面積	構成比	小計		うち県内	うち県外
面積	構成比						
郡上市	81,738.34	52,853.73	(64.66)	28,884.61	(35.34)	12,269.19	16,615.42
岐阜県	596,318.36	378,265.51	(63.43)	218,052.85	(36.57)	103,904.19	114,148.66

※私有林は、社寺有林、組合有林、造林公社造林地、入会林野など公有林以外の森林。

林政課(R4.3.31現在)

③ 民有林の齢級別面積

単位(面積:ha)

林種	樹種	合計面積	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11以上
合計		87,444.09	-	229.99	240.11	260.62	219.52	435.49	973.49	2,298.39	3,903.80	5,444.06	7,050.64	66,387.98
人工林	合計	50,202.78	-	229.39	204.68	164.07	205.39	411.35	926.44	2,121.95	3,802.47	5,260.91	6,529.15	30,346.98
	11スギ	24,459.25	-	134.74	154.76	109.42	52.62	65.27	193.90	401.99	879.15	1,408.56	2,035.75	19,023.09
	12ひのき	24,506.95	-	5.38	30.59	49.60	122.46	327.80	715.84	1,706.33	2,903.31	3,847.65	4,480.21	10,317.78
	14あかまつ	448.69	-	-	-	-	0.21	-	-	0.02	0.90	1.09	9.28	437.19
	13からまつ15くろまつ	574.79	-	70.88	17.45	-	-	3.87	0.10	0.42	2.84	2.53	476.70	
	16,19その他針葉樹	48.51	-	-	-	-	-	0.04	0.53	4.70	1.29	0.25	-	41.70
	その他広葉樹	164.59	-	18.39	1.88	5.05	30.10	18.24	12.30	8.81	17.40	0.52	1.38	50.52
天然林	合計	37,241.31	-	0.60	35.43	96.55	14.13	24.14	47.05	176.44	101.33	183.15	521.49	36,041.00
	11スギ	14.50	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.42	-	14.08
	12ひのき	462.73	-	-	-	-	0.10	0.47	0.04	0.09	0.12	0.81	1.16	459.94
	14あかまつ	1,732.97	-	-	-	-	-	-	-	-	0.90	2.24	5.62	1,724.21
	13からまつ15くろまつ	8.29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.52	7.77
	16,19その他針葉樹	1,035.73	-	-	-	-	-	-	-	0.47	0.01	-	1.59	1,033.66
	その他広葉樹	33,987.09	-	0.60	35.43	96.55	14.03	23.67	47.01	175.88	100.30	179.68	512.60	32,801.34

林政課(R4.3.31現在)

④ 保有山林面積規模別林家数

単位(林家数:人)

市町村名	総数	不明	1ha未満	1~5ha	5~10ha	10~20ha	20~30ha	30~50ha	50~100ha	100~500ha	500ha以上
郡上市	16,918	2	8,000	5,620	1,602	961	304	213	122	72	22
岐阜県	172,398	36	99,518	48,089	12,088	7,097	2,215	1,522	967	639	227

林政課(R4.3.31現在)

(5) ~ (12) [略]

2 別表

【別表 1】 公益的機能別施業森林等の区域
(集計表)

区 分	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (水源涵養機能維持増進森林)	35,855.23
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (快適環境形成機能維持増進森林)	6.20
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (保健文化機能維持増進森林)	228.41
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (木材等生産機能維持増進森林)	632.01
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、 特に効率的な施業が可能な森林	0.00
合 計	36,721.85

(巻末に添付)

【別表 2】 公益的機能別施業森林の区域内における施業の方法
(集計表)

区 分	面積 (ha)	
伐期の延長を推進すべき森林	32,919.53	
長伐期施業を推進すべき森林	2,941.93	
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	221.44
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	0.00
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	0.00	
合 計	36,082.90	

(巻末に添付)

【別表 3】 鳥獣害防止森林区域 (合計面積 : 76,584.28ha)

地域	鳥獣害防止森林区域 (林班)														
八幡	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75
	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90
	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105
	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120
	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135
	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150
	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165

	<u>166</u>	167	168	169	170	171	<u>172</u>	173	174	175	176	177	<u>178</u>	<u>179</u>	<u>180</u>
	181	<u>182</u>	<u>183</u>	184	<u>185</u>	<u>186</u>	<u>187</u>	<u>188</u>	<u>189</u>	190	191	192	193	194	195
	196	197	198	199	200	<u>201</u>	<u>202</u>	<u>203</u>	204	205	206	207	<u>208</u>	<u>209</u>	210
	211	212	213	214	<u>215</u>	<u>216</u>	217	218	219	220	221	222	223	224	225
	226	227	228	229	230	231	232	244	245	253	254	255	256	257	258
	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	<u>273</u>
	<u>274</u>	275	276	<u>277</u>	<u>278</u>	<u>279</u>	280	<u>281</u>	282	283	284	285	286	287	288
	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303
	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318
	319	320	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335
	336	337	338	339	340	341	342	343	344	350	356	357	363	364	<u>378</u>
	379	380	381	382	<u>383</u>	<u>384</u>	<u>385</u>	<u>386</u>	<u>387</u>	<u>388</u>	<u>389</u>	<u>390</u>	<u>391</u>	<u>392</u>	<u>393</u>
	<u>394</u>	<u>395</u>	<u>396</u>	<u>397</u>	<u>398</u>	<u>399</u>	<u>400</u>	417	418	419	420	421	422	<u>423</u>	<u>424</u>
	<u>425</u>	<u>426</u>	<u>427</u>	<u>428</u>	<u>429</u>	<u>430</u>	<u>431</u>	<u>432</u>	<u>433</u>	<u>434</u>	<u>435</u>	<u>436</u>	<u>437</u>	<u>438</u>	<u>439</u>
	<u>440</u>	<u>444</u>	<u>445</u>	<u>446</u>	<u>447</u>	<u>448</u>	<u>449</u>	<u>450</u>	<u>451</u>	<u>452</u>	<u>453</u>	<u>454</u>	<u>455</u>	<u>456</u>	<u>457</u>
	458	459	460	461	462	463	464	465	466	<u>467</u>	468	469	470	471	472
	473	<u>474</u>	<u>475</u>	476	477	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487
	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500	501	502
	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	<u>513</u>	<u>514</u>	<u>515</u>		
大和	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	18	19	20	<u>22</u>
	<u>23</u>	<u>24</u>	25	26	27	28	29	30	31	32	<u>33</u>	34	35	36	37
	<u>38</u>	<u>39</u>	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52
	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67
	68	69	70	71	<u>72</u>	<u>73</u>	74	<u>75</u>	<u>76</u>	<u>77</u>	<u>78</u>	<u>79</u>	80	81	<u>82</u>
	<u>83</u>	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104
	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	<u>115</u>	116	117	118	<u>119</u>
	<u>120</u>	<u>121</u>	<u>122</u>	<u>123</u>	<u>124</u>	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134
	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149
	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	<u>163</u>	164
	165	166	167	168	169	170	171	172	<u>173</u>	<u>174</u>	<u>175</u>	176	177	178	179
	180	181	182	<u>183</u>	184	<u>185</u>	<u>186</u>	187	188	<u>189</u>	<u>190</u>	<u>191</u>	<u>192</u>	<u>193</u>	<u>194</u>
	195	<u>196</u>	<u>197</u>	198	199	200	201	<u>202</u>	<u>203</u>	<u>204</u>	<u>205</u>	<u>206</u>	<u>207</u>	<u>208</u>	<u>209</u>
	<u>210</u>	<u>211</u>	<u>212</u>	<u>213</u>	<u>214</u>	<u>215</u>	<u>216</u>	<u>217</u>	<u>218</u>	<u>219</u>	<u>220</u>	<u>221</u>	<u>222</u>	<u>223</u>	<u>224</u>
	<u>225</u>	<u>226</u>	<u>230</u>	<u>231</u>	<u>232</u>	<u>233</u>	<u>234</u>	<u>235</u>	<u>236</u>	<u>237</u>	<u>238</u>	<u>239</u>	240	241	242
	243	244	245	246	247	248	<u>249</u>	250	251	252	253	254	255	256	257
	258	259	260												
白鳥	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	<u>29</u>	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41
	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	55	61	62	63
	64	65	66	<u>67</u>	<u>68</u>	<u>69</u>	<u>70</u>	<u>71</u>	<u>72</u>	<u>73</u>	<u>74</u>	<u>75</u>	79	81	82
	83	84	85	86	87	88	90	91	92	93	94	95	96	97	98
	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113
	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128
	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143
	144	145	146	147	148	149	150	<u>155</u>	<u>156</u>	<u>157</u>	<u>158</u>	<u>159</u>	<u>160</u>	<u>161</u>	<u>162</u>
	<u>163</u>	<u>164</u>	<u>165</u>	<u>166</u>	<u>167</u>	<u>168</u>	<u>169</u>	<u>170</u>	<u>171</u>	<u>172</u>	<u>173</u>	<u>174</u>	<u>175</u>	<u>176</u>	<u>177</u>
	<u>178</u>	<u>179</u>	<u>180</u>	<u>181</u>	<u>182</u>	<u>183</u>	<u>184</u>	<u>185</u>	<u>186</u>	<u>187</u>	<u>188</u>	<u>189</u>	<u>190</u>	<u>191</u>	<u>192</u>
	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	208
	<u>209</u>	<u>210</u>	<u>211</u>	<u>212</u>	<u>213</u>	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223
	<u>224</u>	<u>225</u>	<u>226</u>	<u>227</u>	<u>228</u>	<u>229</u>	<u>230</u>	<u>231</u>	<u>232</u>	<u>233</u>	<u>234</u>	<u>235</u>	<u>236</u>	<u>237</u>	<u>238</u>
	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	252	253	260	<u>270</u>	
高鷺	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30

	<u>31</u>	<u>32</u>	<u>33</u>	<u>34</u>	<u>35</u>	<u>36</u>	<u>37</u>	<u>38</u>	<u>39</u>	<u>40</u>	<u>41</u>	<u>42</u>	<u>43</u>	<u>44</u>	<u>46</u>
	<u>47</u>	<u>48</u>	<u>49</u>	<u>50</u>	<u>51</u>	<u>56</u>	<u>57</u>	<u>59</u>	<u>60</u>	<u>61</u>	<u>62</u>	<u>63</u>	<u>64</u>	<u>65</u>	<u>66</u>
	<u>67</u>	<u>70</u>	<u>73</u>	<u>74</u>	<u>75</u>	<u>76</u>	<u>77</u>	<u>78</u>	<u>81</u>	<u>82</u>	<u>85</u>	<u>86</u>	<u>87</u>	<u>88</u>	<u>93</u>
	<u>95</u>	<u>96</u>	<u>118</u>	<u>119</u>	<u>120</u>	<u>121</u>	<u>122</u>	<u>143</u>	<u>144</u>	<u>145</u>	<u>146</u>	<u>159</u>	<u>160</u>	<u>161</u>	<u>162</u>
	<u>163</u>	<u>167</u>	<u>168</u>	<u>171</u>	<u>172</u>	<u>173</u>	<u>174</u>	<u>175</u>	<u>176</u>	<u>184</u>	<u>187</u>	<u>188</u>	<u>189</u>	<u>190</u>	<u>191</u>
	<u>192</u>	<u>193</u>	<u>194</u>	<u>195</u>	<u>198</u>										
美並	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>3</u>	<u>4</u>	<u>5</u>	<u>6</u>	<u>7</u>	<u>8</u>	<u>9</u>	<u>10</u>	<u>11</u>	<u>12</u>	<u>13</u>	<u>14</u>	<u>15</u>
	<u>16</u>	<u>17</u>	<u>18</u>	<u>19</u>	<u>20</u>	<u>21</u>	<u>22</u>	<u>23</u>	<u>24</u>	<u>25</u>	<u>26</u>	<u>27</u>	<u>28</u>	<u>29</u>	<u>31</u>
	<u>32</u>	<u>33</u>	<u>34</u>	<u>35</u>	<u>36</u>	<u>37</u>	<u>38</u>	<u>39</u>	<u>40</u>	<u>41</u>	<u>42</u>	<u>43</u>	<u>44</u>	<u>45</u>	<u>46</u>
	<u>47</u>	<u>48</u>	<u>52</u>	<u>53</u>	<u>55</u>	<u>56</u>	<u>57</u>	<u>58</u>	<u>59</u>	<u>60</u>	<u>61</u>	<u>62</u>	<u>63</u>	<u>64</u>	<u>65</u>
	<u>66</u>	<u>67</u>	<u>68</u>	<u>69</u>	<u>70</u>	<u>71</u>	<u>72</u>	<u>73</u>	<u>74</u>	<u>75</u>	<u>76</u>	<u>77</u>	<u>78</u>	<u>79</u>	<u>80</u>
	<u>81</u>	<u>82</u>	<u>83</u>	<u>84</u>	<u>85</u>	<u>86</u>	<u>87</u>	<u>88</u>	<u>89</u>	<u>90</u>	<u>91</u>	<u>92</u>	<u>93</u>	<u>94</u>	<u>95</u>
	<u>96</u>	<u>97</u>	<u>98</u>	<u>99</u>	<u>100</u>	<u>101</u>	<u>102</u>	<u>103</u>	<u>104</u>	<u>105</u>	<u>106</u>	<u>107</u>	<u>108</u>	<u>109</u>	<u>110</u>
	<u>111</u>	<u>112</u>	<u>113</u>	<u>114</u>	<u>115</u>	<u>116</u>	<u>117</u>	<u>118</u>	<u>119</u>	<u>120</u>	<u>121</u>	<u>122</u>	<u>123</u>	<u>124</u>	<u>125</u>
	<u>126</u>	<u>127</u>	<u>128</u>	<u>129</u>	<u>130</u>	<u>131</u>	<u>132</u>	<u>133</u>	<u>134</u>	<u>135</u>	<u>136</u>	<u>137</u>	<u>138</u>	<u>139</u>	<u>140</u>
	<u>141</u>	<u>142</u>	<u>143</u>	<u>144</u>	<u>145</u>	<u>146</u>	<u>147</u>	<u>148</u>	<u>149</u>	<u>150</u>	<u>151</u>	<u>152</u>	<u>153</u>	<u>154</u>	<u>155</u>
<u>156</u>	<u>157</u>	<u>158</u>	<u>159</u>	<u>160</u>	<u>161</u>	<u>162</u>	<u>163</u>	<u>164</u>	<u>165</u>	<u>166</u>	<u>167</u>				
明宝	<u>17</u>	<u>18</u>	<u>19</u>	<u>20</u>	<u>21</u>	<u>22</u>	<u>23</u>	<u>24</u>	<u>25</u>	<u>26</u>	<u>27</u>	<u>28</u>	<u>29</u>	<u>30</u>	<u>31</u>
	<u>54</u>	<u>56</u>	<u>57</u>	<u>58</u>	<u>59</u>	<u>60</u>	<u>61</u>	<u>62</u>	<u>63</u>	<u>64</u>	<u>65</u>	<u>66</u>	<u>67</u>	<u>68</u>	<u>69</u>
	<u>70</u>	<u>71</u>	<u>72</u>	<u>73</u>	<u>74</u>	<u>75</u>	<u>76</u>	<u>77</u>	<u>78</u>	<u>79</u>	<u>80</u>	<u>81</u>	<u>82</u>	<u>83</u>	<u>84</u>
	<u>85</u>	<u>86</u>	<u>87</u>	<u>88</u>	<u>89</u>	<u>90</u>	<u>91</u>	<u>92</u>	<u>105</u>	<u>106</u>	<u>107</u>	<u>108</u>	<u>109</u>	<u>110</u>	<u>111</u>
	<u>112</u>	<u>113</u>	<u>114</u>	<u>115</u>	<u>116</u>	<u>117</u>	<u>118</u>	<u>119</u>	<u>120</u>	<u>121</u>	<u>122</u>	<u>123</u>	<u>124</u>	<u>125</u>	<u>126</u>
	<u>127</u>	<u>128</u>	<u>129</u>	<u>130</u>	<u>131</u>	<u>132</u>	<u>133</u>	<u>134</u>	<u>135</u>	<u>136</u>	<u>137</u>	<u>138</u>	<u>139</u>	<u>140</u>	<u>141</u>
	<u>142</u>	<u>143</u>	<u>144</u>	<u>145</u>	<u>146</u>	<u>147</u>	<u>148</u>	<u>149</u>	<u>150</u>	<u>151</u>	<u>152</u>	<u>153</u>	<u>154</u>	<u>155</u>	<u>156</u>
	<u>157</u>	<u>158</u>	<u>159</u>	<u>160</u>	<u>161</u>	<u>162</u>	<u>163</u>	<u>164</u>	<u>165</u>	<u>166</u>	<u>167</u>	<u>168</u>	<u>169</u>	<u>170</u>	<u>171</u>
	<u>172</u>	<u>173</u>	<u>174</u>	<u>175</u>	<u>176</u>	<u>177</u>	<u>178</u>	<u>179</u>	<u>180</u>	<u>181</u>	<u>182</u>	<u>183</u>	<u>184</u>	<u>185</u>	<u>186</u>
	<u>187</u>	<u>188</u>	<u>189</u>	<u>190</u>	<u>191</u>	<u>192</u>	<u>193</u>	<u>194</u>	<u>195</u>	<u>196</u>	<u>197</u>	<u>198</u>	<u>199</u>	<u>200</u>	<u>201</u>
	<u>202</u>	<u>203</u>	<u>204</u>	<u>205</u>	<u>206</u>	<u>207</u>	<u>208</u>	<u>209</u>	<u>210</u>	<u>211</u>	<u>212</u>	<u>213</u>	<u>214</u>	<u>215</u>	<u>216</u>
	<u>217</u>	<u>218</u>	<u>219</u>	<u>220</u>	<u>221</u>	<u>222</u>	<u>223</u>	<u>224</u>	<u>225</u>	<u>226</u>	<u>227</u>	<u>228</u>	<u>229</u>	<u>230</u>	<u>231</u>
	<u>232</u>	<u>233</u>	<u>234</u>	<u>235</u>	<u>236</u>	<u>237</u>	<u>238</u>	<u>239</u>	<u>240</u>	<u>241</u>	<u>242</u>	<u>243</u>	<u>244</u>	<u>245</u>	<u>246</u>
	<u>247</u>	<u>248</u>	<u>249</u>	<u>250</u>	<u>251</u>	<u>252</u>	<u>253</u>	<u>254</u>	<u>255</u>	<u>256</u>	<u>257</u>	<u>258</u>	<u>259</u>	<u>260</u>	<u>261</u>
	<u>262</u>	<u>263</u>	<u>264</u>	<u>265</u>	<u>266</u>	<u>267</u>	<u>268</u>	<u>269</u>	<u>270</u>	<u>271</u>	<u>272</u>	<u>273</u>	<u>274</u>	<u>275</u>	<u>276</u>
<u>277</u>	<u>278</u>	<u>279</u>	<u>280</u>	<u>281</u>	<u>282</u>	<u>283</u>	<u>284</u>	<u>285</u>	<u>286</u>	<u>287</u>	<u>288</u>	<u>289</u>	<u>290</u>	<u>291</u>	
<u>292</u>	<u>293</u>	<u>294</u>	<u>295</u>	<u>296</u>	<u>297</u>	<u>298</u>	<u>299</u>	<u>300</u>	<u>301</u>	<u>302</u>	<u>303</u>	<u>304</u>	<u>305</u>	<u>306</u>	
<u>317</u>	<u>318</u>	<u>319</u>	<u>320</u>	<u>321</u>	<u>322</u>	<u>323</u>									
和良	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>3</u>	<u>4</u>	<u>5</u>	<u>6</u>	<u>7</u>	<u>8</u>	<u>9</u>	<u>10</u>	<u>11</u>	<u>12</u>	<u>13</u>	<u>14</u>	<u>15</u>
	<u>16</u>	<u>17</u>	<u>18</u>	<u>19</u>	<u>20</u>	<u>21</u>	<u>22</u>	<u>23</u>	<u>24</u>	<u>25</u>	<u>26</u>	<u>27</u>	<u>28</u>	<u>29</u>	<u>30</u>
	<u>31</u>	<u>32</u>	<u>33</u>	<u>34</u>	<u>35</u>	<u>36</u>	<u>37</u>	<u>38</u>	<u>39</u>	<u>40</u>	<u>42</u>	<u>43</u>	<u>44</u>	<u>45</u>	<u>46</u>
	<u>47</u>	<u>48</u>	<u>49</u>	<u>50</u>	<u>51</u>	<u>52</u>	<u>53</u>	<u>54</u>	<u>55</u>	<u>56</u>	<u>57</u>	<u>58</u>	<u>59</u>	<u>60</u>	<u>61</u>
	<u>62</u>	<u>63</u>	<u>64</u>	<u>65</u>	<u>66</u>	<u>67</u>	<u>68</u>	<u>69</u>	<u>70</u>	<u>71</u>	<u>72</u>	<u>73</u>	<u>74</u>	<u>75</u>	<u>77</u>
	<u>78</u>	<u>79</u>	<u>80</u>	<u>81</u>	<u>82</u>	<u>83</u>	<u>84</u>	<u>85</u>	<u>86</u>	<u>87</u>	<u>88</u>	<u>89</u>	<u>90</u>	<u>91</u>	<u>92</u>
	<u>93</u>	<u>94</u>	<u>95</u>	<u>96</u>	<u>97</u>	<u>98</u>	<u>99</u>	<u>100</u>	<u>101</u>	<u>102</u>	<u>103</u>	<u>104</u>	<u>105</u>	<u>106</u>	<u>107</u>
	<u>108</u>	<u>109</u>	<u>110</u>	<u>111</u>	<u>112</u>	<u>113</u>	<u>114</u>	<u>123</u>	<u>124</u>	<u>125</u>	<u>126</u>	<u>127</u>	<u>128</u>	<u>129</u>	<u>130</u>
	<u>131</u>	<u>132</u>	<u>133</u>	<u>134</u>	<u>135</u>	<u>136</u>	<u>137</u>	<u>138</u>	<u>139</u>	<u>140</u>	<u>141</u>	<u>142</u>	<u>143</u>	<u>144</u>	<u>145</u>
	<u>146</u>	<u>147</u>	<u>148</u>	<u>149</u>	<u>150</u>	<u>159</u>	<u>160</u>	<u>161</u>	<u>162</u>	<u>163</u>	<u>164</u>	<u>165</u>	<u>166</u>		

【別表4】植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在
(巻末に添付)

【別表5】 [略]

【別表6】森林配置計画における将来目標区分の区域
(集計表)

区 分	面積 (ha)
木材生産林	<u>34,855.33</u>
環境保全林	<u>55,640.68</u>
観光景観林	<u>21,247.22</u>
生活保全林	<u>5,491.02</u>

(巻末に添付)

3 [略]

4 [略]

5 [略]

6 [略]